

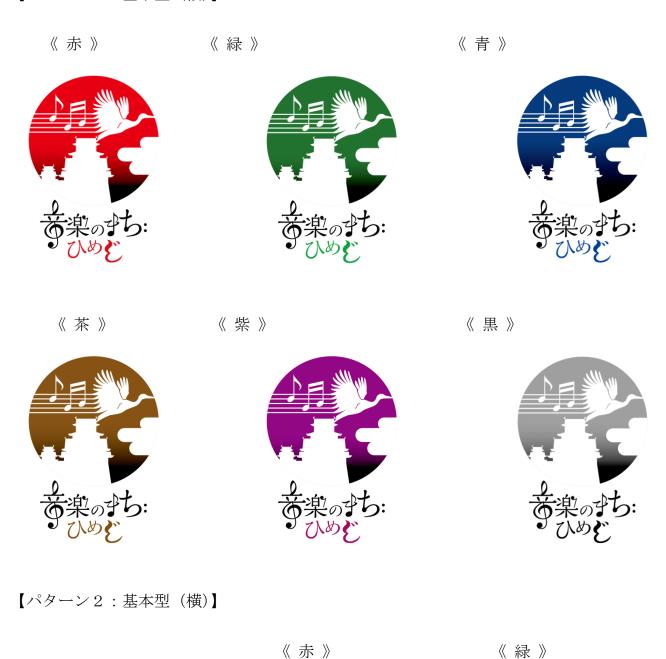
「音楽のまち・ひめじ」ロゴマーク 利用ガイドライン

平成29年8月策定

1 ロゴマークのデザイン

ロゴマークのデザインには複数の色やパターンがあり、ロゴマークを入れるスペースやデザインに応じて、利用するパターンを選択することができます。

【パターン1:基本型(縦)】





き楽のまち:

《青》

《茶》



う楽のか:



学楽のか:

《紫》

《黒》



き楽のまち:



き楽のまち:

【パターン3:文字部分】

《赤》

《緑》

《青》



き楽のまち:

う 染のよう:

《茶》

《紫》

《黒》







2 ロゴマークの利用方法

- ■パターンデザインは、原則「基本型(縦)」「基本型(横)」「文字部分」の3パターンから選択できるものとします。既定パターン以外の利用を希望される場合は、事前に担当課に相談してください。
- ■利用最小サイズロゴマークの最小利用サイズは下記のとおりとし、これ以下のサイズで利用することはできません。また、拡大・縮小する際には、縦横の比率を変更することはできません。

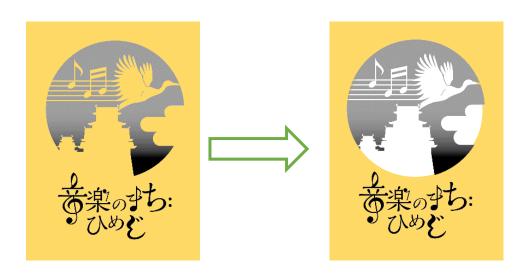


■色

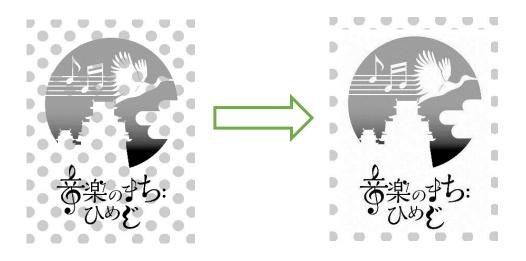
・色のパターンは原則既存の 6 色とします。

ただし、利用対象物の背景色等を考慮し、6 色以外での利用が適当と考えられる場合には色を変更することができます。この場合は、事前にデザイン案を提出し、承認を得る必要があります。

・丸枠内の背景色は必ず白色とし、「透明色の指定」などによって利用対象物の背景色と同化させることはできません。また、対象物の背景に柄がある場合は、ホワイトベースを敷いたロゴマークを利用しなければなりません。 【利用対象物の背景色が白以外の場合】



【利用対象物の背景に柄がある場合】



■その他禁止事項







ボカシなどの効果 反転使用 近似色の背景

この他ロゴマークのイメージを損なう恐れのある一切の利用を禁止します。

3 利用の手続

ロゴマークを利用する際には、事前に姫路市の承認を得る必要があります。

なお姫路市後援申請と合わせてロゴマークの利用を希望された方については、以下の「申 請書提出」部分の手続きは必要ありません。

申請書提出

・「ロゴマーク利用申請書」(様式第1号)にデザイン案などの必要書類を添えて、郵 送、Eメールまたは直接持参にて文化国際課へ提出します。



審查 · 通知

- ・ 基準に基づき内容が審査され、10日程度で承認・不承認が通知されます。
- 承認を得た申請者にはロゴマークのデータが提供されます。



利用•報告

- ・承認を得た内容の範囲でロゴマークを利用することができます。
- ・成果物の完成後、すみやかに原本を1部文化国際課へ提出してください。
- ※承認後、申請内容に変更が生じた場合又は利用を取り止めた場合には、速やかに「利用 変更申請書」(様式第 5 号)、「利用中止届」(様式第 6 号)を提出してください。
- ※ロゴマークの利用に際し、疑義が生じた場合には、担当課に相談してください。

4 問い合わせ・申請書提出先

姫路市 文化国際課

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地

TEL: 079-221-2098 FAX: 079-221-2101

E-mail: bunkakokusai@city.himeji.lg.jp